

写

教義第891号

教特第489号

教体第893号

令和3年（2021年）1月14日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

本県においては、新型コロナウイルス感染症について県独自の緊急事態宣言が出され、新規感染者がいまだ増加している状況です。また、県内の学校においても、感染者が複数名発生している状況にあります。このような状況を踏まえ、各学校ではこれまで以上に、感染防止対策の再確認や児童生徒一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を徹底する必要があります。

つきましては、令和3年（2021年）1月12日付け教体第875号及び令和2年12月3日付け教体第787号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.12.3 Ver.5）」（以下「衛生管理マニュアル」という。）に基づき、感染症対策の一層の徹底をお願いします。

また、今回の県独自の緊急事態宣言が出されたことによる一斉の臨時休業は要請しませんが、各学校においては、原則として、衛生管理マニュアルのレベル3の対応を基に、特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

なお、本通知による対応については、2月7日（日）までの期間とし、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 時間短縮、時差登校及び分散登校等の実施については、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断すること。
- 2 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が必要となる場合を想定して、令和2年8月5日付け教義第442号「新型コロナウイルス感染拡大に伴う児童生徒の学びの保障のための教育課程編成等の検討及び準備について（通知）」を参考に、次の（1）、（2）について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。
 - （1） 児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいた指導計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すなどの工夫を講じ、適切に学習支援、状況把握、学習評価を行う。

- (2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行い、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討する。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討すること。
- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
 - 4 県リスクレベルがレベル4以上の際には、県基準により同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
 - 5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。
 - 6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録等を行う等、自身の健康観察に努めるよう、再度徹底すること。また、担任は、登校時の健康観察を徹底すること。
 - 7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
 - 8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定されたら14日間の自宅待機になることを再認識すること。
 - 9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動(衛生管理マニュアルP48参照)は行わないこと(感染状況が収束する状況になった際は、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること)。
 - 10 特別支援学校及び特別支援学級等においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。
 - 11 フェイスシールド・マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とすること。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。
 - 12 給食等の食事をする際には、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと、マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食以外の全ての飲食の場面においても、同様とする。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
 - 13 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
 - 14 寮(寄宿舎)における生活についても、1日に少なくとも2回(朝と夕)の検温等の健康観察、食事や入浴時の留意事項の徹底等、感染防止対策に努めること。

- 15 修学旅行については、感染状況等を踏まえ、児童生徒の安全・安心を最優先に考えるとともに、保護者の理解を得た上で、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮、最終学年でない場合は翌年度への実施の繰り越しなども含めて、学校や学校の設置者において適切に判断すること。
- 16 学校行事については、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等を踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ、対応すること。
- 17 部活動については、感染リスクの高い活動（①児童生徒同士が組み合うことが主体となる活動、②身体接触を伴う活動、③大きな発声や激しい呼気を伴う活動）は、控えること。また、部活動に伴う登下校中及び部活動前後の部室において密になることのないよう指導を徹底すること。
- 県内外を問わず他校との練習や練習試合、合宿及び大会等への参加は控えること（ただし、学校体育団体・文化団体・競技団体等が主催・共催する公式大会、コンクール等への参加は除く。参加する場合は、令和2年（2020年）12月4日付け教体第790号及び教義第783号を参考に最新の感染情報を確認した上で慎重に判断すること）。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 鈴嶋、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校及び特別支援学級に関すること
特別支援教育課 宮本、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 鈴嶋、松永
096-333-2689